

第④章 地球環境保全

第1節 地球環境問題の現状

現在、「地球温暖化」や「オゾン層の破壊」などの地球環境問題は、その被害や影響が国内にとどまらず地球規模に広がり、数世代に及ぶことから、世界のすべての国々が真剣にこれらの問題に取り組まなければならないという特徴があります。

1 地球温暖化

二酸化炭素(CO₂)、メタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)、代替フロン類(HFC等)などのガスは、地球から放射される熱を吸収する性質を有しています。これらのガスは、温室のビニールやガラスの役割を果し、地球を温める効果があることから、「温室効果ガス」と呼ばれています。

近年、産業・経済活動に伴って、大気中の温室効果ガス濃度は増え続けています。例えば、地球温暖化の寄与が最も高い二酸化炭素については、18世紀の280ppmから、平成13年度の371ppmと増加しており、このまま化石燃料の消費が増加すれば、21世紀末には540～970ppmに達し、地球の平均気温が1.4～5.8程度上昇すると予測されています。この結果、海水面の上昇や洪水、干ばつなどの異常気象の増加、農業への悪影響などが予想され、自然環境や生活環境に様々な影響を及ぼす恐れがあります。

2 オゾン層の破壊

地球を取り巻くオゾン層は、太陽光線に含まれる有害な紫外線の大部分を吸収し、地球上の生き物を守っています。企業の生産活動や私たちの生活から発生するフロンなどによってオゾン層が破壊され、オゾン層に穴が開いた状態「オゾンホール」が発生します。このオゾンホールは1970年代末から毎年春に南極で観測されたものであり、平成12年には過去最大のオゾンホールが観測され、平成13年にもそれに匹敵する大きさのオゾンホールが観測されています。その大きさは、南極大陸の約1.9倍に達しています。オゾン層の破壊により、有害な紫外線量が地表面で増加することになり、皮膚ガンや白内障などの疾病の増加だけでなく、様々な動物や農作物などに影響を及ぼす恐れがあります。

第2節 地球環境問題への対応

1 地球温暖化防止対策

(1) 地球温暖化防止京都会議と京都議定書

平成9年12月に京都市で開催された気候変動枠組条約第3回締約国会議(COP3)に、世界161ヶ国から約9,800人の各国首脳・政府関係者、NGO、報道関係者等が集まり、地球温暖化対策について協議し、先進各国に対し法的拘束力がある「京都議定書」を採択しました。

この「京都議定書」によると、日本では二酸化炭素をはじめとする6種類(二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、HFC、PFC、SF₆)の温室効果ガスの排出量を平成2年に比べ、平成20年から平成24年の5年間の平均で6%削減するという厳しい目標が課せられました。

(2) 国の取組

京都議定書への署名は、平成 10 年 3 月 16 日から開始されましたが、平成 15 年 3 月末現在での署名国は計 106 ヶ国に及びます。日本は、平成 10 年 4 月 28 日に署名を行い、平成 14 年 6 月に批准しました。

京都議定書の 6%削減約束を達成するために、次の対策を実施することになりました。

- ・ 二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素の排出量については、平成 9 年 11 月の「地球温暖化問題への国内対策に関する関係審議会合同会議 報告書」に従い、エネルギー需給両面の対策や革新技術開発、国民各界各層の更なる努力などを着実に推進することにより、2.5%の削減を達成します。
- ・ HFC、PFC、SF6 の排出量については、プラス 2%程度の影響に止めるよう、極力排出抑制に努めます。
- ・ 吸収源については、京都議定書の規定に従えば 0.3%の削減が見込まれます。平成 22 年頃における我が国全体の森林等による純吸収量が 3.7%程度と推計されますが、今後の国際交渉において必要な追加吸収分が確保されるよう、適切な方法論等の確立に努めます。
- ・ その他、今回導入が決定された共同実施、クリーン開発メカニズムや排出権取引などの活用を図ります。

平成 9 年 12 月 19 日には、京都議定書の着実な履行に向け、内閣に、内閣総理大臣を本部長とする「地球温暖化対策推進本部」を設置し、地球温暖化対策の今後の取組について様々な検討を行い、平成 22 年に向け政府が取り組む地球温暖化対策として、平成 10 年 6 月に「地球温暖化対策推進大綱」を決定しました。

この決定を受け、「エネルギーの使用の合理化に関する法律」が改正され、平成 11 年 4 月に施行されました。

また、京都議定書の削減目標の達成に向け、できるだけ早い段階から対策を実施するため、平成 10 年 10 月 9 日に「地球温暖化対策の推進に関する法律」が制定され、平成 11 年 4 月に施行されました。しかし、現行の対策や施策だけでは平成 22 年の温室効果ガスの排出量は基準年に対し 7%増加すると予測され、このままでは京都議定書の約束が履行できなくなる状況も考えられます。

このため、政府は平成 14 年 3 月 19 日に「地球温暖化対策推進大綱」を見直し、京都議定書の 6%削減を達成するための具体的裏付けのある対策の全体像を示すとともに、個々の対策についてわが国全体における導入目標量、排出削減見込み量を示すことで、対策を推進するための施策を定めました。

地球温暖化対策推進大綱

分野	数値目標
！エネルギー起源の二酸化炭素の排出は、省エネ、新エネの導入促進、燃料転換、原子力の推進等	1990年度と同水準に抑制 ±0% (産業部門 7%) (民生部門 2%) (運輸部門 +17%)
" 非エネルギー起源の二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素の排出	0.5%削減
# 革新的技術開発及び国民各階層の更なる活動の推進	2%削減
\$ 代替フロン等3ガス(HFCs、PFCs、SF6)の放出による影響	+2%程度にとどめる
% 森林等による温室効果ガスの吸収量	COP7で合意された 3.9%程度の確保
& 京都メカニズム(共同実施、クリーン開発メカニズム、排出権取引)の活用	京都メカニズムが国内対策の補足的措置であるとする原則を踏まえ、国際的動向を配慮しつつ検討

(3) 北九州市の取組

本市では、これまでに温室効果ガス排出量の実態調査、市役所自らの地球温暖化対策を目的とする「北九州市役所の環境保全に向けた率先実行計画」の策定とその実施及び中国・大連市における民生用石炭ボイラーの燃焼効率改善事業などを行ってきました。

これらの取組に加え、率先実行計画の目標であった環境保全のための国際規格「ISO14001」の認証取得に取組み、本庁舎を対象として平成12年3月に認証を取得しました。

また、市民の環境保全に対する意識啓発のため、地球温暖化対策実践モデル事業として若松区本町地区商店街及びその周辺住民と連携して、かえましょハウス推進事業や環境家計簿普及事業、商店街モーダルシフト事業などを実施しました。

平成13年度には市役所の全施設を対象にした「北九州市地球温暖化防止実行計画」を策定し、市の全ての事務・事業から排出する温室効果ガスを平成17年度までに6.5%削減する目標を設定し、施設に応じた取組を実行しています。

また、平成11年6月に「地球温暖化対策に関する法律」の一部が改正され、地方自治体は、温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施することに努めることが求められました。

本市では、この総合的かつ計画的な地球温暖化対策の策定に資するため、市役所のみならず産業部門、民生部門及び運輸部門における今後の省エネルギーの進め方についてケーススタディを行い、実現の可能性、課題、解決策等を明らかにすることを目的とした「省エネルギービジョン」を平成14～15年度の2年間で策定することとしています。

さらに、環境保全への意識改革を目的として、市民や事業者に対して出前講演を実施しており、平成14年度の地球温暖化問題等に関する出前講演は23件でした。

ア 北九州市地球温暖化防止実行計画

(ア) 計画の目的

地球温暖化対策を推進するため、平成11年4月に「地球温暖化対策の推進に関する法律」が施行されました。地方公共団体に対しては、自らの事務事業から排出される温室効果ガス(二酸化炭素など6物質)を削減するため、実行計画を策定することが義務

づけられ、平成 13 年 12 月に「北九州市地球温暖化防止実行計画」を策定しました。

(イ) 計画の期間

平成 13 年度から平成 17 年度までの 5 年間

(ウ) 基本方針

温室効果ガス排出抑制のための取組は以下のとおりです。

省エネルギーの推進

省資源、ごみの減量化・資源化の推進

グリーン購入(物品やサービスの購入における環境配慮等)の推進

公共工事等から生じる環境負荷の削減

(エ) 計画の範囲

原則として、本市の施設の事務・事業の全てを、直営、委託を問わず、計画の対象とします。ただし、本市から委託された事務・事業のうち、委託先の固有の事務・事業との区分が困難なものについては対象外とします。

(オ) 温室効果ガス排出量の削減目標

本市の事務事業から排出される温室効果ガスを、平成 17 年度までに基準年(平成 11 年度)に比べ、6.5%削減します。

イ 家庭から排出される二酸化炭素削減に向けた取組

家庭から排出される二酸化炭素を削減するため、下記の事業を実施しています。

(ア) 環境家計簿普及事業

地球温暖化防止への意識の向上及び家庭から排出される二酸化炭素の削減を目的に、平成 13 年 3 月に、環境保全活動を実施している市民の方々に検討いただき北九州市版環境家計簿(改訂版)を作成しました。

環境家計簿の全市的な普及を図るため、北九州市版環境家計簿の配布や環境家計簿コンテストの開催等を実施しました。

第 1 回環境家計簿コンテスト

平成 14 年 9 月から 11 月までの 3 ヶ月間の環境家計簿の取り組みを対象にコンテストを開催しました。14 歳から 77 歳までの応募者の中から、優秀賞 1 名、努力賞 2 名、ユニーク賞 2 名の計 5 名を表彰しました。

(イ) エコシンポジウムの開催

地域での地球温暖化防止の取組を推進するため、地域で活動する団体等の相互交流の場を提供し、地域密着型のシンポジウムを開催しました。平成 14 年度は、北九州市立子ども館において、「エコシンポジウム in 八幡西」を開催しました(H11 若松区、H12 戸畑区、H13 八幡東区で開催)。

(1) 国の取組

国際的には、昭和60年3月に「オゾン層の保護のためのウィーン条約」が採択され、昭和62年9月には本条約に基づいて、「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書」が策定され、5種類の特定フロン及び3種類の特定ハロンの生産量の削減が合意されました。その後、4度にわたり同議定書の改正が行われ、主要なオゾン層破壊物質の生産は、先進国では平成7年末をもって全廃となりました。昨年からは開発途上国においても規制が開始されました。

我が国は、昭和63年5月に「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律（オゾン層保護法）」を制定しました。また、同年9月にウィーン条約及びモントリオール議定書を締結しましたが、その後、モントリオール議定書の改正等に基づき、オゾン層保護法の改正等を行っています。オゾン層保護法では、規制対象フロン等の製造数量の規制、使用者に対する排出抑制・使用の合理化の努力、大気中における規制対象物質の濃度の状況の観測及び監視などが定められています。

また、平成13年6月には、オゾン層の破壊や地球温暖化を招くフロンを大気中にみだりに放出することを禁止するとともに、機器の廃棄時における適正な回収や破壊処理の実施などを義務付けた「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（フロン回収破壊法）」が制定、平成14年4月に施行されました。

(2) 北九州市の取組

本市では、公共施設等の更新に際しては、特定フロン等を使用しない設備の導入や市営バス等のフロンの回収を行ってきましたが、家電リサイクル法制定に伴い、市が粗大ごみとして回収している廃冷蔵庫からのフロン回収破壊事業は、平成11年度末で事業を終了しました。本市は平成8年2月に県内のフロン回収・処理の推進を図るために設立された「福岡県フロン回収処理推進協議会」に理事として参加しており、協議会における取組を踏まえて、フロン対策の推進を図っているところです。

本市では、平成14年4月に施行されたフロン回収破壊法に基づき、使用済自動車のフロンを適正に処理するため、市内で使用済自動車の引き取りを行っている引取業者（第二種特定製品引取業者）及び使用済自動車からフロンの回収を行っている回収業者（第二種フロン類回収業者）の登録を開始しました。

また、平成14年10月から自動車ユーザーには、自らの自動車を廃車する場合は自動車フロン券の購入を通じて、フロンの破壊等に要する費用負担することが義務づけられました。

表 4-1 第二種特定製品引取業者及び第二種フロン類回収業者の登録状況

平成15年3月31日現在	
引取業者数	回収業者数
316事業所	162事業所

第3節 環境国際協力

本市は、平成12年1月に“人と地球と次の世代のために”を基本理念にした「北九州市環境国際協力推進計画」を策定して、地球環境保全への貢献、住み良い環境の街づくりへの貢献、地域活性化への貢献の3つの目標を達成するため、積極的に環境国際協力を進めています。

また、本市は厳しい環境汚染を市民、企業大学及び行政が一体となって克服する過程で蓄積した公害対策やエネルギー効率改善などの経験や技術を活かし、開発途上国からの研修員の受け入れや専門家の派遣、国際会議の開催、共同事業などの環境国際協力を積極的に推進しています。

さらに、国際ネットワークを通じての情報収集や先進事例の研究などにより、効果的・効率的な国際協力の実施と本市の環境改善への還元を図り、持続可能な社会の実現を目指しています。

1 国際研修員の受入れ

財団法人北九州国際技術協力協会(KITA)は、国際協力事業団(JICA)の委託を受け、環境分野の研修として昭和61年度から集団研修の「産業環境対策コース」、昭和63年度から「産業廃水処理技術コース」を開設し、実施しています。

北九州市はJICAの委託を受け、平成2年度から環境分野の集団研修3コースを開設しました。現在はこれらの他にも、JICAの委託による国別グループ単位の研修員を対象とする環境特設研修や、1～2名の研修員を対象とする環境個別研修なども実施しています(表4-2)。これらの研修の運営に関し、本市は講師の派遣や実習の実施などの協力を行っています。

北九州市では、平成5年度から大連市の環境業務に従事する職員を受け入れて、分析技術や行政管理能力の向上を図る研修を実施しています。

表4-2 環境国際研修員受入実績

年 度	61	62	63	平成元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	合計
集団研修(コース数)	1	1	2	2	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	4	4	4	166 (延べ数)
特設研修(コース数)							5	4	3	6	7	3	4	4	4	4	4	
個別研修(コース数)	1						8	6	5	5	4	7	2	1	3	4	4	
人 数(人)	11	7	14	17	42	34	70	84	87	104	96	94	77	106	71	114	107	1,135
国 数(カ国)	8	5	8	11	19	18	21	30	25	30	37	32	24	29	26	35	40	79

2 環境専門家の派遣

本市では、JICAなどの依頼を受け、環境保全分野における専門家をアジアや中南米などに派遣し、現地での技術指導などを行っています。これまでに、JICA 専門家として昭和53年以降33カ国に111人を派遣し、うち環境関連の専門家派遣は昭和61年以降24カ国89名です。平成14年度はカンボジア、マレーシアなどに4名を派遣しました。

また、この他にも東南アジアなどへの調査や、技術協力事業の専門家などとして、平成14年度は7カ国に34名の市関係者を派遣しました。

3 国際会議への参加

(1) ヨハネスブルグ・サミットへの参加

1992年の地球サミット(リオ・サミット)から10年を機に、南アフリカ・ヨハネスブルグで持続可能な開発に関する世界首脳会議(ヨハネスブルグ・サミット)が開催(2002年8月26日～9月4日)されました。このサミットではリオから10年間の評価とともに、21世紀の持続可能な開発の実現に向けた具体的な行動についての協議が行われ、下記の合意等がとりまとめられました。

持続可能な開発に向けた各国首脳の決意を示す文書である政治宣言(持続可能な開発に関するヨハネスブルグ宣言)

アジェンダ21実施を促進するための取り組みについてのサミットの政府間協議による合意文書である実施計画

各国、各界関係者主体による具体的なイニシアティブの提案・標記を記載した文書である約束文書

このような中、ヨハネスブルグ・サミットには、本市から、行政だけでなく、NGOや学生など、多くの関係者が参加しました。これらの活動は、北九州市が地域社会一体となって環境改善を図ってきたパートナーシップ、連携の強さを世界に示すこととなりました。なお、サミットの日本政府代表団顧問の一員として、北九州市から北九州市長と(財)アジア女性交流・研究フォーラム主任研究員の2名が選ばれ、政府間交渉に対して助言を行いました。

サミットの成果

このような取り組みの結果、上記「実施計画」に、北九州をモデルにしたアジア太平洋地域における地方自治体支援の国際的仕組みである「北九州イニシアティブ」が明記されました。これは北九州市が、アジアのみならず、世界の環境モデル都市として認められたものであるとともに、地方自治体主導の行動の重要性が位置付けられたものと考えられます。

本市は、このサミットにおいて、今、国際社会が模索している「社会を構成する様々な関係者のパートナーシップ」の具体的なあり方を、これまでの地域社会一体となった環境改善の取り組みと経験を身をもって示すことにより、世界から高い評価を受けました。今後は、アジアのみならず「世界の環境モデル都市」として、世界の様々な関係者とのパートナーシップによる地域社会一体となった取り組みが求められています。

(2) 持続可能な都市のためのパートナーシップ会議(スウェーデン・ストックホルム)への参加

平成14年度は、国際社会が初めて本格的に環境問題を取り上げた、1972年の「国連人間環境会議(ストックホルム会議)」から30年目にあたります。これを機に、ストックホルム市は、国連機関等とともにこの30年間に環境保全を積極的に進め、持続可能な都市づくりに功績をあげた取り組みを進めてきた団体を、「環境大使」として選び、招待して、今後の持続可能な都市づくりを話し合う会議を開催しました。

この会議に、本市は市民を含め関係者のパートナーシップによる公害克服と地球環境保全への取り組みが評価され、「環境大使」として招待されました。これは単に行政のみが評価されたも

のではなく、北九州市地域社会全体として招待されたものです。本市からは市民が代表して出席し、本市のパートナーシップによる環境再生の取り組みが報告されました。

4 国際協力銀行提案型案件形成調査の実施

本市は、国際協力銀行(JBIC)が平成14年度新設した「提案型案件形成調査(円借款プロジェクトの案件形成段階に新しい知見やアイデアを公募により求める新たな制度)」に、「廃棄物減量化・適正処理及びリサイクルシステムの構築」に関する調査を提案し、採択されました。JBICが案件形成調査を地方自治体との本格的連携によって行うのは初めてのことで、本市が地方自治体として培ってきた廃棄物行政における知識や経験に基づく具体的な提案や、これまでの国際的な都市間協力の実績や開発途上国とのネットワークが評価されたものです。

調査対象都市は、中国・重慶市とインドネシア・スラバヤ市の2都市で、行政及び企業関係者並びに市民らが専門家として現地調査を行い、廃棄物処理の現状調査だけでなく、排出側の減量化・資源化に関する提案を行うために現地で市民・企業セミナーを開催しました。セミナーでは本市の廃棄物処理や環境教育に関する取り組みの紹介を行い、また、市民による活発な意見交換が行われました。

5 市民及び企業参加型の環境交流

(1) 全国学生環境国際協力コンテスト

本市では、若い世代の人達の環境問題や国際協力に関する意識の啓発と環境国際協力活動への積極的な参加の促進を目的に、高校生以上の学生を対象に環境国際協力活動の提案を論文形式で募集しました。このコンテストには高校生23件、大学生14件、延べ71名からの応募があり、高校生6件、大学生5件の作品が1次審査を通過しました。

1次審査通過作品について、平成14年11月3日(日)に2次(最終)審査を兼ねた発表会を開催しました。この発表会は環境国際協力活動の提案についてプレゼンテーションを実施するもので、審査員をはじめ、学校関係者や来北中のJICA研修員等約100名が参加し、各提案に対し国境を越えた活発な討論を行いました。最終審査の高校生では「日中子ども環境教育プロジェクト」、大学生では「若者が築く環境国際協力活動～アジア学生アドボカシー形スタディーツアーの実施～」が最優秀賞に選ばれました。

今回のコンテストにおける若い世代の提案を、今後の環境国際協力活動に反映していきたいと考えています。

(2) 環境国際ビジネスの推進

本市では、市内環境産業の育成を図ることを目的に、本市の環境協力で培った経験を活かした国際環境ビジネスの促進を進めています。平成12年に続き平成14年9月5日～7日に中国・大連市で開催された「中国国際環境保護博覧会」への出展やセミナー・商談会の開催等を目的とし、市内環境関連企業を中心メンバーとした北九州市環境ビジネス訪中団を派遣しました。開期中は、約3万人が来場し、参加企業と中国企業の間で商談が活発に行われました。

また、平成14年11月30日～12月3日に中国・重慶市で開催された「重慶ハイテクフェア」

に市や市内企業が出展し、事業概要や環境関係技術の紹介を行いました。開期中は、約 20 万人が来場し、多数の問い合わせや商談が行われました。

6 大連市とのパートナーシップ

友好都市である中国・大連市とは、昭和 56 年に大連市で「公害管理講座」を開催して以来、長年にかけて積極的な環境協力を進めています。特に平成 5 年 10 月に大連市で開催した「大連 - 北九州技術交流セミナー」は、大連市はもとより中国政府からも高い評価を受けました。これらの実績を踏まえて同年 12 月に北九州市側から「大連環境モデル地区計画」を提案するとともに、その実現に向けて積極的に協力することを表明しました。

「大連環境モデル地区計画」は、大連市を中国における環境改善のパイロットモデルに位置づけ、様々な環境改善事業を行うことにより、環境と調和した持続可能な開発を実現し、清潔で美しい国際都市にするとともに、その成果を中国全土に普及させようとするものです。

この計画の実現に向けて、本市は ODA（政府開発援助）を活用して環境改善のマスタープランを策定することを提案し、これを受けた中国政府は日本政府に対し ODA による開発調査を申請し、平成 8 年 2 月には正式に採択され、12 月から開始されました。

この開発調査は、北九州市と国際協力事業団（JICA）が初めての試みとして共同調査を行うものであり、自治体レベルの国際協力が本格的な環境 ODA 案件に発展した初めてのケースとしても注目されています。本市は、環境行政（法制度、組織体制等）環境モニタリング、下水処理、工場の低公害型生産技術（クリーナープロダクション）の分野において、本市に蓄積された経験と技術を活かした調査を行いました。平成 12 年 1 月までに第 7 次にわたる現地調査を終了し、延べ 67 名の専門家を派遣しました。この中で、環境改善の重要な対策について実施可能性調査を行い、平成 12 年 3 月に環境保全基本計画を作成して、調査を終了しました。なお、開発調査全体の監理、技術的な指導を行うための JICA 総裁の諮問機関として設置された「作業監理委員会」には、市職員が 3 名参加しました。

一方、平成 9 年 11 月の日中首脳会談で合意された「日中環境開発モデル都市構想」において大連市はモデル都市の一つに指定されました。これによって平成 11 年度及び 12 年度案件として、5 件の環境改善事業に対する円借款 ODA 供与が決定しました。

平成 13 年 3 月には、北京市内で「日中都市間環境協力セミナー」を開催し、大連市の環境モデル地区の環境改善に向けた大連市の取組と、これを支援する北九州市の環境協力について、その成果と問題点の発表を行いました。これは両市の環境協力の成果を中国全土に普及させ、中国の各都市の環境改善と日中都市間環境協力の促進を目指したものです。

このような大連市への本市の取組に対する評価として、平成 13 年 9 月に北九州市長が中国国家友誼賞を受賞しました。友誼賞は、中国政府が中国の文化、経済などの発展に貢献した外国人に贈る賞で、日本の自治体の首長が表彰されたのは初めてのことです。

また、このような大連市との協力を、平成 15 年 3 月に「環境友情物語」という冊子にまとめ、市民の方に広く配布しています。

7 環境協力都市ネットワーク

(1) 環黄海 東アジア 都市会議

貿易の促進、技術共有化など環黄海経済圏の形成促進と地域の持続可能な開発を目的に 1991 年に設立されました。現在、大連、青島、煙台、天津(中国)、仁川、釜山、蔚山(韓国)、福岡、下関、北九州(日本)の 10 都市が会員となっており、市長会議、実務者会議、環境保全セミナー等を持ち回りで開催しています。

平成 13 年 9 月には、烟台市で環境保全セミナーが開催され、これに合わせて本市主催の「アジア環境こども絵画展」を開催しました。

(2) アジア環境協力都市ネットワーク

経済成長が続くアジア地域の持続可能な開発の達成に向け、それぞれの都市が持つ経験の共有と新たな行動の開始のため、都市間協力ネットワークを形成しています。

平成 9 年に、北九州市と東南アジア 4 カ国 6 都市(フィリピン国バタンガス市、セブ市、ベトナム国ホーチミン市、インドネシア国スマラン市、スラバヤ市、マレーシア国ベナン島市)で「アジア環境協力都市ネットワーク」を形成し、それぞれの都市環境改善のため、専門家派遣や研修員受け入れを行っています。メトロセブ地域との協力では、北九州市の経験と技術を活かした低公害型生産技術導入のための環境調査の実施をはじめ、環境モニタリングの専門家の派遣、市民参加による廃棄物減量化への協力等、行政・市民・NGO・企業等の多様なチャンネルでの協力を行っています。

平成 15 年 2 月には、フィリピン・セブ市において、河川環境管理及び一般廃棄物管理に関するセミナー、及びワークショップを開催するとともに、廃棄物管理、クリーナープロダクション導入及び環境モニタリングの専門家を派遣しました。

8 KITA 環境協力センター

平成 4 年、財団法人北九州国際技術協力協会(KITA)の改組、拡充により設立された KITA 環境協力センターは、本市の環境国際協力の実践・実働機関として、国際研修、専門家派遣、調査研究、コンサルティング、環境啓発・交流、研究開発など、多様な活動を実施しています。

[平成 14 年度事業内容]

- ア) 発途上国の大気汚染防止対策支援事業(石油化学工業)
- イ) 中国大連市におけるクリーナープロダクション移転事業に関する国際協力
- ウ) JICA 開発パートナー事業インドネシア・スマラン市モデル河川環境改善プロジェクト
- エ) フィリピンにおける環境モニタリング活動の実践及び普及
- オ) 「北九州イニシアティブ」フォローアップ事業
- カ) 廃棄物の減量化及び適正処理とリサイクルシステムの構築とその効果的实施についての調査
- キ) 地域のパートナーシップにおける環境管理
- ク) モンゴル(ウランバートル)の環境状況に関する現地調査
- ケ) 市民参加型国際協力プロジェクト事業「全国学生環境国際協力コンテスト」

- コ) エコ・テクノ 2002 環境未来都市創造シンポジウム
- サ) 中小企業者のための ISO14001 認証取得促進セミナー
- シ) 「持続可能な開発のための教育 10 年」に向けてのネットワーク事業・北九州

9 (財)地球環境戦略研究機関(IGES)北九州事務所

国際的研究機関である財団法人地球環境戦略研究機関(IGES)は、持続可能な開発の実現に向けた、革新的な政策手法の開発、環境対策の戦略づくりなどの研究を行っています。

平成 11 年 10 月に開設された IGES 北九州事務所は、国際協力事業やエコタウン事業など北九州市で行っている環境政策の実績を活かした活動を行っています。

平成 14 年度は、前年度に引き続き ESCAP 主催「環境と開発に関する閣僚会議」(2000 年 9 月に開催)で承認された「クリーンな環境のための北九州イニシアティブ」の実施を支援しました(環境省、ESCAP からの依頼)。まず、都市環境改善評価のための数値指標の作成、環境政策における成功事例の収集・分析、都市環境改善のための具体的なパイロット事業を実施するための事前調査および計画案の策定など、事業実施のための基盤整備を行いました。

また「クリーンな環境のための北九州イニシアティブネットワーク」(2001 年 11 月結成)活動の一環として、各都市行政官、関係機関、専門家を集めてのテーマ別セミナーを開催し、各都市の環境改善事業の経験を多くの都市で共有する活動や各都市が様々な課題について意見交換できるデジタルフォーラム機能を備えたホームページを開設するなどネットワークの活動を積極的に推進しています。

10 国際機関との連携

(1) 国際環境自治体協議会

(International Council for Local Environmental Initiatives:ICLEI)

ICLEI は、世界の地方自治体を構成メンバーとし、地球環境保全を目指して地域環境政策の推進と国際的な連携・情報交流を行う国際組織です。平成 2 年 9 月、国際地方自治体連合、国連環境計画などの主催で開催された「持続可能な未来へ向けての地方自治体世界会議」において提唱され、平成 14 年 3 月現在、64 カ国 406 の自治体及び自治体の連合組織が加盟しています。

本市は、平成 4 年 12 月の創立当初から加盟し、ICLEI 事業に積極的に参画しています。平成 12 年 6 月には ICLEI 世界大会(ドイツ・デサウ)に参加し、本市の環境国際協力やエコタウン事業、ESCAP 環境大臣会議等の紹介を行いました。

(2) アジア・太平洋経済社会委員会

(United Nations Economic and Social Commission for Asia and the Pacific : ESCAP)

ESCAP は、国連経済社会理事会の下部組織である 5 つの地域委員会の 1 つであり、アジア・太平洋地域の経済・社会開発に係わる地域協力の促進を基本的使命としており、地域に共通する研究・調査の実施、パイロット・プロジェクトの実施、セミナー・ワークショップを通じた政策決定者への理解促進、各種政策への提言を行っています。

日本は、対 ESCAP の最大のドナー国であり、1977 年に設立された「日本・ESCAP 協力基金」を通じ ESCAP の各種プロジェクトを支援しています。

また、ESCAP では各種会議も招致しており、2000 年 9 月初めには本市でアジア・太平洋環境大臣会議を開催し、北九州市をモデルにしたアジア太平洋地域における地方自治体支援の国際的仕組みである「北九州イニシアティブ」が承認されました。

(3) 世界銀行 (The World Bank)

世界銀行は、開発途上国が経済成長を図るために実施する広範なプロジェクトを援助する国際機関です。国連開発計画 (UNDP) の支援を受け、大都市環境改善計画 (MEIP) を実施し、北九州市などの公害克服の経験をモデルケースとして事例研究を行いました。平成 5 年 10 月、これらの調査の総括としてジャパンセミナーを本市において共同で開催しました。また、平成 8 年 12 月には、アジアの途上国における環境改善を支援するため、日本の経験、特に本市における公害対策及び都市環境管理の経験を途上国に伝えることを目的に、第 14 回 EDI (世界銀行経済開発研究所) / FASID ((財)国際開発高等教育機構) 共同セミナーが開催されました。平成 8 年のマレーシア・ペナン市及び平成 10 年のタイ・バンコク市の会議には市職員を専門家として派遣し、本市での会議には共催者として参画しました。